

第1回改定委員会 重点整備地区、移動等円滑化促進地区の範囲設定について	論点 ①
-------------------------------------	------

論 点

バリアフリーの拡充に関して、重点整備地区の内容充実と、改正バリアフリー法に基づく新たな地区設定を定めることについて、どう考えるか。

現 状

現行バリアフリー基本構想では、鉄道駅3駅周辺を中心とした徒歩圏内を“重点整備地区”として設定し、その地区内において特定事業を定めることにより、進捗管理のもとバリアフリーを推進する仕組みを定めている。

これまで“重点整備地区”のバリアフリー整備は順調に進捗してきた。
 今後も継続した重点整備地区内における、整備と充実化を促進していくとともに、次のステップとして、その他の地域への発展が必要となってきている。

方 向 性

“重点整備地区”内のバリアフリー事業をさらに推進するとともに、市内全域を“移動等円滑化促進地区”として設定し、市域全体のボトムアップを図る。

“移動等円滑化促進地区”は重点整備地区と異なり、事業内容と事業期間を明確に定めた進捗管理は行わないが、促進地区内における一定規模以上の施設に対して、市内のバリアフリー化の推進状況及び事業計画などの情報提供、情報共有を行うことにより、事業者の能動性を促す仕組みを構築する。

また、これによって得られた情報を、今後「バリアフリーネットワーク会議」や「特定事業者連絡会」とのシームレスな連携によって共有化を図っていくことで、重点整備地区内の特定事業者に対する意識向上・活性化へつながることを期待する。